

新埼玉県立図書館基本構想の方向性

1. 埼玉県立図書館の概要

(1) 埼玉県立図書館とは

- ◆ 現在、熊谷・久喜の2館体制により、各館が分野別に分担して図書等を所蔵
- ◆ 専門性の高い資料の収集とこれを駆使したレファレンス(調査・相談)や課題解決支援サービスを展開
- ◆ 県内図書館間の資料搬送や、人材育成などを通じた県内図書館等への支援も実施

(2) 埼玉県立図書館の沿革

- ◆ 大正11年に、のちの県立浦和図書館となる「埼玉県教育会立埼玉図書館」が開設
- ◆ 昭和55年までに、熊谷、川越、久喜の3館を設置し、4館体制で運営
- ◆ その後、市町村立図書館の整備に伴い県立図書館に求められる役割が変化。専門的な図書等の収集・提供、レファレンス(調査・相談)等のサービスに注力
- ◆ 市町村立図書館の整備の進展、県立図書館施設の老朽化などにより平成15年に川越図書館を、平成27年に浦和図書館を廃止し、現在の2館体制へ移行

現在の埼玉県立図書館の概要

	熊谷図書館	久喜図書館
開館年月	昭和45(1940)年4月	昭和55(1980)年6月
所蔵冊数	約98万冊 (うち外部書庫約55万冊)	約60万冊
収集分野	人文科学、産業分野	自然科学、技術、芸術、言語、文学分野

市町村立図書館設置率の推移

	市町村数 A	図書館が設置 されている市町村数 B	設置率 B/A
1980年(昭和55年)	92	50	54.3%
1990年(平成 2年)	92	65	70.7%
2000年(平成12年)	92	75	81.5%
2010年(平成22年)	64	60	93.8%
2021年(令和 3年)	63	59	93.7%

※データ出所:埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」

1.埼玉県立図書館の概要

(3)図書館の位置付け

「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(図書館法第2条)

(4)都道府県立図書館の役割 「図書館設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)」

設置の基本＝県民に対するサービス、市町村立図書館の設置及び運営への指導・助言等

運営の基本＝直接サービスの実施等、都道府県域の実情に即した運営

市町村立図書館に対する運営支援

都道府県内図書館間の連絡調整等

新埼玉県立図書館基本構想の方向性

2. 県立図書館を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少と人口構造の変化

- ◆ 県人口は令和2年まで一貫して増加してきたが、今後、自然減が社会増を上回ることによって減少に転じる予想
- ◆ 令和22年には県民の3人に1人が高齢者となる見込み

(2) 豊かに過ごせる社会への要請の高まり

- ◆ 人生100年時代の到来(人生のマルチステージ化)
- ◆ SDGsの推進

(3) デジタル化の進展と行動変化

- ◆ 情報やサービスをデジタルで享受することが社会に浸透
- ◆ 仕事、教育、買物などのコミュニケーション方法の多様化
- ◆ 市町村立図書館の電子書籍の導入加速、国立国会図書館における資料デジタル化が進展

(4) 価値創造の重要性の高まり

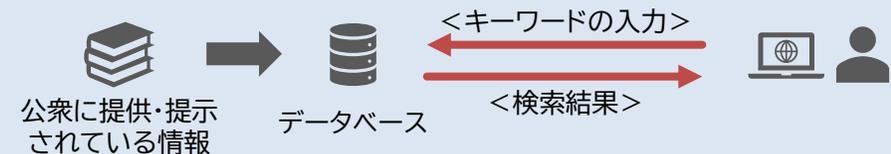
- ◆ 情報社会から超スマート社会へ(Society5.0)
- ◆ 他者との協働により新たな価値を創造し課題を解決する社会

(5) 著作権法の動向

- ◆ 社会のDX化の進展等に伴いデジタルサービスの促進を目的とした規定の整備が進展
- ◆ 所在検索サービス(*1)のための複写、図書館資料の複写物公衆送信(*2)が可能に

*1 所在検索サービス

入力されたキーワードに関連する著作物に関する情報を、著作物の内容の一部とともに利用者に提供するサービス(例:書籍のタイトルや著作者名とともに書籍の本文の一部を表示)



*2 図書館資料の複写物公衆送信

調査研究目的のため、図書館資料の一部分を公衆送信(電子メールやFAXなど)することが可能に。送信可能な範囲は著作物の一部分であることや データの流出防止措置を講じること、著作権者への補償金の支払いなどの条件がある。



2. 県立図書館を取り巻く環境の変化

(6) 市町村立図書館の整備の進展

- ◆ 県立図書館4館を整備した昭和55年当時、図書館が設置されていた市町村は54.3%
- ◆ 令和3年には93.7%まで増加
- ◆ 設置館数でも昭和56年の64館から、令和3年には178館に増加
- ◆ 住民の身近な場所で図書館を利用できる環境が整ってきた

(7) 県民ニーズ

ア 県政世論調査(令和4年度調査)

- ◆ 過去一度も県立図書館を利用したことがない 86.2%
- ◆ 利用したことがない理由は居住地や勤務地から遠いため 59.3%
- ◆ 専門的な本や雑誌、市町村立図書館にはない資料を借りたり、館内で読んだりできるサービスを利用したい 30.0%

イ 県民とともにつくる新県立図書館ワークショップ(令和4年度実施 全4回、延べ43人参加)

- ◆ 新しい県立図書館にふさわしいと考える機能やサービスについて、県民同士で議論

(主な意見)

埼玉のことが何でもわかる図書館(地域、歴史、文化、産業等、埼玉のすべて)

誰一人取り残さない図書館(県民の多様性に配慮した資料の整備)

得た情報を他者と交流・議論することができる図書館

新埼玉県立図書館基本構想の方向性

3. これからの県立図書館の方向性と持つべき機能

(1) これからの県立図書館の方向性と現状

環境の変化を踏まえたこれからの県立図書館の方向性と現在の県立図書館の状況について以下のとおり整理した。

環境の変化を踏まえた これからの県立図書館の方向性	現在の県立図書館の状況
◆ 公立図書館の整備の進展を踏まえた県立図書館の役割として、公立図書館サービスの補完・支援が求められる	→ <ul style="list-style-type: none">✓ 市町村立図書館との役割分担の下、専門的な図書及び地域資料の収集・提供を行っている✓ 国立国会図書館が提供する新たなサービスとの連携は未整備✓ 市町村立図書館のデジタル化サービスに係る支援は未着手
◆ 少子高齢化や社会のデジタル化の進展を踏まえ、居住地などに関わらない図書館サービスを受けられる環境を整えるとともに、著作権法の動向に応じたデジタルアーカイブの充実や電子書籍の導入など、積極的なデジタルサービスの展開が求められる	→ <ul style="list-style-type: none">✓ 紙の資料をベースとした来館型のサービスが中心のため、図書館設置地域以外の県民には利用しにくい✓ 電子書籍は未導入でオンライン利用可能な資料は少ない✓ 図書館間の搬送ネットワークは構築しているものの、利用者の手元に資料が届くまでに時間を要する
◆ 人生のマルチステージ化や価値創造の重要性の高まり、他者との協働により課題を解決する社会の構築に向け、新たな情報や価値に触れる機会の提供が求められる	→ <ul style="list-style-type: none">✓ 検索情報は書名や著者名などの書誌情報のみで、新たな価値に触れる仕組みとして十分ではない✓ 図書館所蔵外の情報資源（博物館や美術館などの関係機関所蔵の資料）の活用が限定的

新埼玉県立図書館基本構想の方向性

3. これからの県立図書館の方向性と持つべき機能

(2) これからの県立図書館が持つべき機能

方向性と現状を踏まえ、これからの県立図書館が持つべき機能を以下のように整理した。

プリーディングライブラリー プラットフォームライブラリー	県内公立図書館サービスの充実に向けた 補完・支援・つなぎ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村立図書館にはない地域資料・専門図書等の収集等(補完) ➤ 県立・市町村立図書館間の相互貸借等(つなぎ) ➤ 市町村立図書館の人材育成・運営相談(支援)
	デジタルライブラリーによる デジタルサービス(DS)を展開	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国立国会図書館サービスの活用(つなぎ・DS) ➤ 県内公立図書館蔵書の横断検索(つなぎ・DS) ➤ 著作権法上可能なデジタルアーカイブ化・デジタルサービス(電子書籍の取扱い等)の充実(DS) ➤ オンラインレファレンス(DS)
エンパワーメント ライブラリー	従来の県立図書館にはない 付加価値の提供	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県立博物館等外部機関の所蔵資料紹介サイトへのアクセス(DS・付加) ➤ 県民の学び・対話・交流の場(リアル・オンライン)の提供(DS・付加) ➤ 県民の創作・研究活動等の成果(地域資料)の蓄積と活用(付加)

リアルとデジタルのハイブリッド図書館

著作権法上可能なデジタルアーカイブ化によるデジタルサービスの提供と当面デジタル化ができない図書等のリアルサービスの提供

現在	市町村立図書館との役割分担に基づき、専門的図書等を収集保存 紙による収集保存	→	新県立 市町村立図書館との役割分担に基づき、専門的図書等を収集保存 ※国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧できるものは収集しない 紙+デジタル(電子書籍など)による収集保存
----	---	---	---